

「世論戦」日本の反応を 瀬踏みする中国

防衛省統合幕僚監部の発表によると、平成28年度1四半期の緊急発進回数は281回であり、前年

度の同時期と比べて108回増加したという。その内、中国機に対する緊急発進回数は合計199回であり、前年度の同時期と比べて85回増加している。いかに中国機の活動が拡大・活発化の傾向にあるかが分かる。

この6月には、中国海軍ジャンカイ級フリゲート艦一隻が、中国軍艦としては初めて尖閣諸島周辺の接続水域に侵入した。その後も中国海軍ドンディアオ級情報収集艦が口永良部周辺の領海を侵犯したり、沖縄・北大東島の接続水域

に侵入したりしている。

この動きと呼応するかのようによ、上空でも尖閣諸島周辺空域の実効支配をめぐる熾烈な鏖迫り合いが繰り広げられている。中国軍は制空戦闘能力向上に伴い、徐々に活動領域を尖閣諸島方面に広げつつある。航空自衛隊戦闘機のスクランブル対応、そして日本政府の反応を瀬踏みしながら、サラミをスライスするように、少しずつ活動領域を広げ、行動も傍若無人さを増しつつあるようだ。

尖閣諸島の領空を守る ために今なすべきこと

織田 邦男

元空将

危機は海だけではなく！東シナ海上空で繰り広げられた、あわやドッグファイトの日中空中戦。その事実を伝えた元空将が訴える、法制の欠陥を抱えた現場空自隊員の苦悩とは――



おりた くにお
昭和27年愛媛県生。49年防衛大(18期)卒、航空自衛隊入隊。F4操縦者として第6航空団勤務。58年米空軍大学留学。平成2年第301飛行隊長。4年米スタンフォード大学客員研究員。11年第6航空団司令。15年航空幕僚監部防衛部長を経て17年空将。18年航空支援集団司令官(兼イラク派遣航空部隊指揮官)。21年退官。現在東洋学園大学講師、日本戦略研究フォーラム政策提言委員。

6月末、あるインターネットのニュースサイト(*)に東シナ海上空における空自戦闘機と中国軍戦闘機との熾烈な鏖迫り合いの状況について触れたところ、大きな反響があった。日本国民も深刻に上空の動向を案じているようだ。武装した戦闘機同士がミサイル射程圏内で相まみえるのは、一歩間違えば一触即発の事態になりかねず、極めて危険なことである。上空での中国軍機の危険な挑発行動は、いち早くこれを公表し、国際社会に訴え「世論戦」に持ち込む



日本の空を守るF15戦闘機。【航空自衛隊ホームページより】

ル攻撃を受けたという事実はない」「今回のことについては特別な行動ではないという判断をしている」と述べた。

だがその直後、中国国防省が次のような声明を出した。「東シナ海を巡航する中国軍のSU30戦闘機2機に対し、空自F15戦闘機2機が高速で近づき、レーダーを照射。中国軍機が対応したところ空自機はミサイルなどを攪乱する「フレア」を噴射して逃げた」。

そういう「事実はない」との政府の否定は、皮肉にも中国側によって覆された。結果的には、中国によって「世論戦」で先手を打たれた格好となったわけだ。中国軍機の挑発的行動を指摘した拙稿、

そして「特別な行動ではない」とする政府会見、空自戦闘機が異常な接近をしたという中国国防省の声明と内容は三者三様である。だが、真実は一つである。何が真実であるかは賢明な読者の判断に任せたい。

法制の欠陥―「権限規定」なき「領空侵犯措置」

空自戦闘機操縦者は連日、孤軍奮闘、国民が見聞きできないところで身の危険を顧みず黙々と頑張っている。今後も、官房副長官会見にあるように「領土、領海、領空を断固として守る」という観点から引き続き我が国の周辺海空における警戒監視活動を万全にするとともに、国際法、自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置」に邁進してもらいたいと誰しもが願っている。だが、それは可能なのか。問題があるとしたらそれは何か。今一度冷静に検証してみる必要がある。上空の世界は映像になりにくく、説明も難しい。一般の人にはなか

なか分かりにくいので、これまで問題点があっても取り上げてももらえないことも多く、現場の操縦者も黙って我慢することが多かった。スクランブルの主対象は「ソ連」から「中国」になり、「爆撃機」から「戦闘機」に変わった。冷戦時でも領空侵犯任務が果たされたのだから、今後も果たせざるを得ない、ともし安易に考えていたら、それは大きな間違いである。最もネックとなっている点は、領空侵

近刊紹介

- 喜びの歌 柳澤寿男 著 対立した民族が日本人の作った楽団でひとつに。1600円(＋税)
- 長嶋茂雄物語 山田雅人 著 長嶋茂雄の語り部がかかる。知られざる半生。780円(＋税)
- 殊韓論 日本戦略アレン 著 反日韓国に日本人のアクションプランを提示。800円(＋税)
- 武士道のこころ 名越 二荒之助 著 教科書には載っていない日本の近現代史。1000円(＋税)

株式会社晋遊舎 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-12
TEL: 03-3219-0661 FAX: 03-3219-0660
URL: http://www.shinyusha.co.jp/

(*)JBpress(日本ビジネスプレス)
http://jbpress.ismedia.jp/category/jbpress

犯措置に係わる法制の欠陥である
ことを指摘したい。

国際法的には領空は「絶対的、
排他的な主権」を有する。領空が
領海と違うのは「絶対的」である
ところであり、領海のように「無害
通航」は認められていない。従っ
て、軍用機の領空侵犯は、国際慣
例上、「強制着陸」させるのが普通
であり、それを拒否した場合、「撃
墜」することは排除されていない。

最近では昨年11月、トルコ領空
を侵犯したロシア空軍SU24をト
ルコ空軍F16が撃墜した事例が記
憶に新しい。一昨年3月には、同
じく領空侵犯したシリア空軍戦闘
機MiG29をトルコ空軍が撃墜し
ている。いずれも領空侵犯したロ
シア機、シリア機に非があり、国
際社会ではトルコに対する非難の
声は上がらなかった。その後、ト
ルコ領空の侵犯事案は起きていな
い。空自はトルコ空軍と同様な措
置がとれるのだろうか。

自衛隊法第6章には、防衛出動
をはじめとして、治安出動、海上
警備行動、警護出動、領空侵犯措

から制服サイドは事ある毎にこの
問題を指摘し、改善を要望してき
た。だが、大きな問題が生じな
かったこともあり、全く改善され
てこなかった。昨年の新安法制で
も手付かずだった。

誤解を避けるためにあえて言う
が、筆者は何も領空侵犯したら直
ちに撃墜すべきだと主張している
のではない。「撃墜」という最後
の手段が担保されて初めて、領空
侵犯を未然に防止でき、仮に侵犯
されたとしても「強制着陸」させ
ることが可能となると言っている
のだ。相手操縦者は、「撃墜され
る」という恐怖があつてはじめて
誘導に従い、「強制着陸」に応ず
る可能性があるからだ。

「抑止力」というのは「能力」と
「意志」からなっている。そして
その強い意志を公表することによ
つてはじめて抑止は有効に機能す
る。法的根拠という国家の「意志」
がなければ、「抑止力」は効かな
い。つまり領空侵犯を防ぐことは
難しいのだ。

今そこにある脅威は、実効支配

置などの「自衛隊の行動」が規定
されている。そして第7章には、
各々の行動について、自衛隊ある
いは自衛官がどこまで武器使用が
できるかという「権限規定」が定
められている。だが、奇妙なこと
に「領空侵犯措置」だけが「権限
規定」がないのである。このこと
はあまり知られていない。政治家
でさえ、このことを知っている人
は少ない。これは何を意味するの
か。現場の自衛官を最も悩ませて
いるのはこの問題なのだ。

現在、日本政府は「法律に明示
されていないことは何もできな
い」という「ポジティブ・リスト」
解釈をとっている。自衛隊法制定
当時は、「領空侵犯措置行動のよ
うな自衛権の発動としての行動に
対しては、国際条約、国際法規、
慣例に基づく原則が適用され、
Armed Forcesとしての原則に基
づく行動の準則が基準となる」。
つまり「国内法に規定がないので
できない」ということはないとい
う「ネガティブ・リスト」解釈が
共通認識であった。

を力づくで奪取しようとしている
中国軍機である。冷戦時のような
爆撃機ではなく、空自スクランブル
機と対等に戦える戦闘機なのだ。
戦闘機は上空で停止させることは
できない。まして縄をかけて引つ
張つてくることもできない。「撃
墜」と云う最後の手段を欠いたま
までは、領空への侵入を未然に防
ぎ、領空を侵犯したら強制着陸さ
せることは極めて難しいと言わざ
るを得ない。現場に「領空を断固
守り抜け」というならば、それ相
応の権限を与えてやらねばならな
い。さもないと、現場にとつては
空しい「掛け声」にしか聞こえない。
法的欠陥の是正は急務なのである。
空自の戦闘機操縦者は命令があ
れば、直ちにこれを遂行する能力
と意志は持っている。欠けている
のは政治が示す「明確な意図」で
ある。現場は「掛け声」ではなく、
明確な根拠に基づく政治の指示、
命令を待っている。いざという
ときに自衛官の犠牲的精神に頼る
だけでは決してシビリアンコントロ
ールとはいえないのだ。

だがその後の国会答弁の積み重
ねで、「自衛隊の行動については、
すべからず法律に明示していな
ければならない」というポジティ
ブ・リスト解釈が定着した。その
結果、「権限規定」がない「領空
侵犯措置」では、自然法たる正当
防衛、緊急避難以外には武器の使
用が認められない、つまり領空侵
犯を防止するための武器の使用は
できないということになった。

「抑止力」を有効にする
国家の「意志」を示せ

某裁判長経験者はこう明言して
いる。「権限規定がないというこ
とは、自衛隊機には領空侵犯措置
の任務は付与するが、侵犯機がこ
れに応じない場合でも、武器を使
用してまで領空から退去あるいは
強制着陸させるべき強制的権限を
与えない」という国家意思と解さ
ざるを得ない

これでは、現場の操縦者がいく
ら優秀でも、中国軍機による領空
侵犯は防ぎようがない。冷戦時代

美しい日本を子供たちへ

あなたのご協力で憲法改正を実現する 1000万人賛同の輪を！

私共はいま「美しい日本の憲法をつくる
1000万人賛同者」を全国に呼び掛けていま
す。美しい日本を大切な子供たちに伝えて
いくため、どうか皆さん、ご協力下さい。
[資料請求]「国民の会」リーフレット、賛同者用
紙は下記の事務局までお願いします。



美しい日本の憲法をつくる国民の会

[共同代表] ※50音順
櫻井 よしこ ジャーナリスト
田久保 忠衛 杏林大学名誉教授
三好 達 日本会議名誉会長
[事務局] tel 03-5213-4323 fax 03-5212-7201
https://kenpou1000.org
※ホームページ、フェイスブック、
ツイッターで情報発信中
検索 ▶ 美しい日本の憲法をつくる国民の会

森藤技研工業株式会社

愛知県春日井市勝川町一丁目1-27 電話(0568)31-2134

「昭和を読もう」

葦津珍彦の主張シリーズ (全6巻)

昭和の神道人・葦津珍彦が力を込めて書き残した文章には、我々が見落としている貴重なものが含まれている。動き始めた現代社会、その進むべき方向をしっかりと見定めるために――

電子書籍でも読めます!!
各巻 1,800円(税別)

各巻 2,000円(税別)

神社新報社 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-1-2
http://www.jinja.co.jp TEL03-3379-8211 FAX03-3379-8213